

2019年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

市の国民健康保険税は、地方税法に基づき、所得に応じて算出される所得割額（応能割）と被保険者の人数に応じて算出される均等割（応益割）の2方式で課税されております。

「埼玉県国民健康保険運営方針」では、標準的な保険税算定方式を前述の2方式としており、市独自で応能負担を原則とする保険税率に改めることは難しい状況です。

国民健康保険税の見直し等につきましては、市民負担の状況を考慮するとともに、広域化をはじめ、国民健康保険制度が大きな変革の時期を迎えていることから、国や県の示す動向や近隣自治体の状況等を含め総合的に判断し、対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

国民健康保険税における子どもの均等割負担につきましては、全庁的に行っている子育て世帯への支援内容を勘案するなかで、他の自治体と比較して過大な負担とならないように制度設計を考えております。

また、これまでも国に対して子育て世帯への国民健康保険税の負担軽減等について要望してまいりました。今後も引き続き、他市町村と連携をする中で要望してまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計からの繰入金につきましては、これまで国民健康保険財政の歳入不足を補ってまいりましたが、昨今の市財政の状況を鑑みると、これまでと同様に国民健康保険財政を支え続けることは厳しさを増しております。

また、平成30年4月に実施された国民健康保険の広域化に伴い、国や県は法定外繰入金の削減・解消を目指しており、それに合わせて税制改正を行う市町村も増えてきております。

こうした状況を勘案する中で、市といたしましても一般会計からの繰入金を含め、これからの国民健康保険の運営をどのように行っていくか、市民負担の状況、国や県の動向、近隣自治体の状況を見据えながら、総合的に検討していく必要があると考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

国民健康保険税の減免は、被保険者世帯の収入や生活状況等を総合的に勘案し、個々の担税力によって決定すべきものと考えております。そのため生活保護基準を目安とした減免基準はありません。今後も引き続き、画一的な基準を設けることなく個々の状況に応じ、適切に対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

災害時の国民健康保険税の減免は、災害以外の事由による減免の場合と同様に、被保険者世帯の収入や生活状況を総合的に勘案し、個々の担税力によって決定すべきものと考えております。そのため災害時の減免基準はありません。今後も引き続き、画一的な基準を設けることなく個々の状況に応じ、適切に対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

市といたしましては、申請者個々の生活実態等を把握し、支払能力等を総合的に勘案して対応をすることで、適切に減免決定を行っております。

今後も引き続き、個々の状況を的確に踏まえた総合的な判断に基づき対応してまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免申請書につきましては、傷病名等の必要事項を記入する書式となっております。また、減免申請と同時に収入・無収入申告書、資産等申出書、資産及び収入状況の調査に係る同意書等の提出が必要になります。申請者個々の状況を的確に把握するために必要な書類となりますので、今後も現状の申請書類を継続して使用していきたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

納税相談を通してお伺いした生活状況や収入状況などから、他の制度や支援などが必要と思われるケースにつきましては、他部署や外部機関をご案内するなど、情報提供を行っております。

【総務部 納税課】

- ② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

差押えにつきましては、生活状況等を十分に把握した上で、法令に基づいた差押禁止財産や差押禁止額を順守しております。

【総務部 納税課】

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

短期被保険者証につきましては、納付及び納税相談の状況や滞納額等を考慮した上で発行しております。被保険者資格証明書につきましては、前述の内容に加え年齢や医療機関の受診状況等を考慮した上で発行しております。このうち、短期被保険者証該当世帯の18歳以上である被保険者につきましては、短期被保険者証を窓口交付としていますが、受診機会を失うことのないよう、医療機関等から照会があった場合は被保険者資格の回答等、適宜対応しております。

【健康福祉部 保険年金課】

- ② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

短期被保険者証該当世帯の18歳以上である被保険者につきましては短期被保険者証を窓口交付しておりますが、納付や滞納額の状況等により、適宜被保険者証への切り替えを行っております。

今後も引き続き、個々の納税者との納税折衝等により生活実態を慎重かつ正確に把握するとともに、税の公平性を担保しながら適切に対応して参りたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書の発行につきましては、年齢及び医療機関受診状況等を考慮した上で、毎年一定の所得があるにもかかわらず数年にわたり納税について全く誠意が感じられず、呼びかけに応じない滞納者に発行しております。

医療機関受診中の場合は発行対象者から除外しており、資格証明書を発行した後であっても医療が必要な方には、納税相談をしていただくことを条件に速やかに短期被保険者証への切り替えを行っております。

今後も引き続き、個々の滞納者との納税折衝及び訪問調査等により生活実態を慎重かつ正確に把握した上で、税の公平性を担保しつつ適切に対応してまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

国保運営協議会の委員につきましては、18名の委員のうち5名を被保険者の代表として選任しており、さらにそのうち2名を被保険者からの公募としております。

【健康福祉部 保険年金課】

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国保運営協議会におきましては、5名の被保険者代表の委員より、この協議会の場で貴重なご意見をいただいております。また、当該協議会は公開されており、市民の方にも傍聴いただくことができます。

国民健康保険の制度等につきましては、「広報そうか」や市ホームページ等によりご案内しており、市民の皆様からのご質問やご意見をお受けするとともに、個々に回答を差し上げる等、意見反映に努めております。

【健康福祉部 保険年金課】

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査の本人負担につきましては、平成29年度までは1,200円を負担してい

ただいておりますが、平成30年度からは本人負担をなくしております。

【健康福祉部 保険年金課】

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

健診内容につきましては、被保険者や医療機関等のご要望を踏まえ、独自にアルブミン及びクレアチニン等の健診項目を追加し実施しております。

この結果、ほぼ従前の基本健診並みの健診項目を網羅したことから、現段階におきましては一定の充実が図れているものと考えております。

また、実施期間につきましては、前年度の健診結果を特定健診の受診券に印刷している都合等があり、延長することが困難となっております。

【健康福祉部 保険年金課】

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

市では、平成27年3月に「草加市健康増進計画・食育推進計画」を策定し、市民の皆様が自らの健康に気を配り、それぞれのライフスタイルに合った方法で健康づくりを実践していただくことを目指しております。このことから、市民の皆様一人ひとりの健康づくりに寄り添い、様々な保健事業を実施している保健師の役割は、大変重要なものであると認識しております。

住民の健康づくり・保健予防活動を所管する保健センターの保健師につきましては、近年では、平成29年度に1名、平成30年度に3名、令和元年度（2019年度）に1名を新たに配置しております。

今後につきましても、市全体の人件費及び職員定数等を考慮する中で、適正な職員配置を進めてまいります。

【総務部 職員課、健康福祉部 健康づくり課】

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の保護につきましては、重要性を認識し、「草加市個人情報保護条例」等関係法令を順守し、適切に管理しております。

【健康福祉部 保険年金課】

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

保険料を滞納されている被保険者につきましては、個々の所得状況及び生計等についてお伺いする中で、所得が低い被保険者に適用できる保険料の軽減制度などのご案内及び分

納相談の勧奨など、できる限り保険料の納付がしやすいようきめ細やかな相談を行っております。

また、保険者である「埼玉県後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」といいます。）から送られてくる短期被保険者証の候補者リストに載る方に対しましても、電話及び訪問相談を行っております。このような取組の中で、被保険者個々の状況とともに今後の納付見通しなどを詳しく「広域連合」に報告してきましたところ、市におきましては現在までに資格証明書も含め短期被保険者証の交付実績はございません。

しかしながら、保険料の支払い能力があるにもかかわらず、納付相談や分割納付等に向いていない悪質とみられる滞納者につきましては、短期被保険者証の交付対象者として「広域連合」へ報告する予定であります。

【健康福祉部 後期高齢者・重心医療室】

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

健康長寿事業につきましては、年度1回2万円を上限とする人間ドック等の費用助成事業や、自己負担分を市が負担して無償で受診できる後期高齢者健診をこれまでと同様に実施してまいります。

なお、後期高齢者健診では、基本検査項目以外に検査結果に応じ、心電図検査や眼底検査の追加検査も市負担で実施できます。

しかしながら、被保険者数の増加とともに健診の実施費用は年々増加しております。市の財政負担が大きくなり、これ以上の事業拡大は極めて困難な状況です。

一方、保険者である「広域連合」は、歯科健診等や認知症予防を目的としたフレイル対策等の健康長寿事業に取り組んでおり、多くの被保険者が活用できるよう協力してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 後期高齢者・重心医療室】

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

後期高齢者医療制度の被保険者を対象とする健診は、当該制度の保険者である広域連合が実施主体となり、市町村に委託する形で健診事業を行っております。

健診費用の本人負担は、委託条件上有償となっておりますが、市では当初から本人負担分を市が負担する形で無償としております。また、人間ドック等の受診費用につきましても、一部助成を行うなど健康チェックの機会の向上を図り、被保険者自らが積極的に健康管理や病気の予防等に取り組むことができるよう努めてまいりました。令和元年度（2019年度）におきましても、人間ドック等の受診にかかる費用助成を含め、被保険者の健康増進についての取組をこれまでと同様に継続していく予定です。

がん検診につきましては、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、口腔がん検診、肝炎ウイルス検診を実施しており、それぞれ検診費用にかかる一部を自己負担していただいております。

また、成人歯科健診につきましては、40歳から70歳までの5歳きざみの方を対象に受診券を発送しており、同じく一部を自己負担していただいております。なお、前年度中

に75歳になられた方につきましては、「広域連合」が実施主体となり、平成28年度から無料で行っております。

これらの自己負担金につきましては、対象者ご本人の経済的事情等を考慮し、75歳以上の方、65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度被保険者の方、生活保護受給者の方、中国残留邦人等支援給付制度適用の方、市民税が非課税の世帯に属する方は、無料としております。

なお、子宮がん検診及び乳がん検診につきましては、特定の年齢に達した方へ、それぞれの検診を無料で受診できるクーポン券の利用をご案内しております。

今後も引き続き、これらの取組を進めることにより、高年者の皆様の受診率が向上し、健康診断がより身近なものとなるよう努めてまいります。

【健康福祉部 健康づくり課、後期高齢者・重心医療室】

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、平成29年度より介護予防給付から移行しております。その他の地域支援事業とともに地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めており、「第7次草加市高年者プラン（第7期草加市介護保険事業計画、第8期草加市高年者福祉計画）」に掲げた目標に対する1年目の中間評価といたしましても、概ね達成できております。

また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合につきましては、市民の皆様及び関係者等に影響がないよう、必要な財源措置を図りながら対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 長寿支援課】

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

サービスの担い手の養成につきましては、「草加市社会福祉協議会」への委託事業として、年に2回から3回程度、担い手研修を実施しております。

各団体において、現在従事している人数については把握しておりませんが、担い手研修には平成28年度140人、平成29年度78人、平成30年度56人の方々が受講しております。

また、事業の数といたしましては、訪問型サービスAが6か所、通所型サービスAが2か所、訪問型サービスBと通所型サービスB複合が2か所、通所型サービスBが6か所で実施しており、今後、新規に実施の意向が示された場合には、地域バランス等を考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 介護保険課】

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

市では、平成29年度から従来の「介護予防訪問（通所）介護」を「介護予防訪問（通所）介護相当（現行相当）サービス」とし、移行前の基準・報酬額・実施主体（介護保険事業者）を変更せずに総合事業へ移行しております。このため、現行相当サービスが必要となる要支援者は、継続してサービスの利用ができていると考えております。

【健康福祉部 介護保険課】

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

高年者の身体機能向上に向け介護予防事業や自立支援型地域ケア会議を実施していくとともに、日常生活における支援サービスにつきましては、通所系のサービスのほか、配食・移送・訪問理容等のサービスを実施し、サービスを必要とされる方の生活の質の向上に向けた各種支援策に取り組んでおります。

【健康福祉部 長寿支援課】

- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

認知症当事者への支援事業といたしまして、認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパス（ガイドブック）の発行、認知症カフェ開催のほか、傾聴ボランティアが自宅を訪問し、ご本人の見守りや話し相手となる「認知症高年者家族やすらぎ支援事業」を行っ

ております。「認知症高齢者家族やすらぎ支援事業」は、介護されているご家族の休息時間を作る目的や、ご希望によりご本人だけではなくご家族の話を傾聴することもできることから、認知症の方を介護するご家族等からご好評をいただいております。

また、ご家族への支援といたしましては、位置情報を発信する小型軽量探知機を貸与する「認知症高齢者位置情報探索事業」を行っております。令和元年度（2019年度）は埼玉県草加警察署と協定を結び、ご家族の同意に基づいてご本人の情報等を警察署に提供することで、万が一の際に早期発見が期待できるためご好評をいただいております。

【健康福祉部 長寿支援課】

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

定期巡回 24 時間サービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を平成 30 年 4 月に 1 事業所開設しておりますが、市内において提供事業所数が不足していることが課題であると考えております。令和 2 年度（2020 年度）に 1 事業所の開設を計画し、課題の克服及びサービスの拡充を図ってまいります。

【健康福祉部 長寿支援課】

4. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護人材の確保につきましては、「介護予防・日常生活支援総合事業」の多様なサービスの担い手を増やしていくことで、担い手のすそ野を広げ、人材の確保を図るとともに、比較的軽度の方を可能な範囲で支援していただき、専門の資格・経験を持った介護職員等には、主に中度・重度の方の介護を担っていただくなど、介護度等に応じたサービス提供の効率化を図っております。

なお、要支援認定等の軽度の方であっても、専門的なケアが必要な方に対しては、介護度等に応じた画一的なサービス選択にならないよう地域包括支援センターと調整を行い、配慮しております。

また、市では、介護保険事業所に対して令和元年度（2019 年度）から介護職員の負担軽減や働きやすさを支援するために、介護ロボットの導入に必要な経費の一部を補助する制度を創設しました。

しかしながら、介護職員は介護保険制度の事業に従事する職員であることから、介護保険制度内で処遇改善を行うことが肝要であると考えておりますので、様々な機会において、

国や県などと幅広い意見交換等を行ってまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

介護職種の技能実習制度の活用につきましては、現在のところ国や県からの介護保険担当課への通知等はなく、また、事業者等における活用の実態につきましても把握しておりません。今後とも情報の収集に努め、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

【健康福祉部 介護保険課】

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

市では、ハラスメントに限らず介護保険サービス全般につきまして、苦情や相談等があった場合には必要に応じて事業者からの報告等を求め、改善のための助言、指導を行っております。また、状況によっては「国民健康保険団体連合会」に設置されている介護相談窓口をご案内するなどの対応を図っております。

【健康福祉部 介護保険課】

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

特別養護老人ホームの増設につきましては、市民の皆様に負担いただいております介護保険料とのバランスを考えますと、大幅な増設は難しいものと考えておりますが、既存施設の入所者数や待機状況、将来人口の推計等を勘案しながら、整備を検討してまいります。

なお、令和2年度（2020年度）に、利用定員29名の小規模な特別養護老人ホームの整備を1か所、小規模多機能施設等の福祉系サービスとして看護小規模多機能型居宅介護の整備を1か所、それぞれ計画しております。

【健康福祉部 長寿支援課】

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に

要望してください。

【回答】

施設利用者の負担軽減につきましては、「介護保険負担限度額認定」により低所得の方が施設を利用した場合の居住費・食費の負担を軽減する制度が設けられております。また、市独自の低所得者の負担軽減制度として、入所にあたっての利用者負担額（食費・居住費を除く）の一部について補助を行う「介護保険サービス利用者負担補助制度」を設けております。

施設利用者負担のあり方につきましては、今後とも国や県などと意見交換等を行ってまいりたいと考えております。

【健康福祉部 介護保険課】

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

特別養護老人ホームにおける要介護1・2の方の入所判断におきましては、各施設の求めに応じ、特例入所要件に当たる入所希望者それぞれの身体状況、生活事情等を確認し、入所要件に関する意見書を提供しております。

今後も、国からの通知内容に基づいた対応を継続実施しながら、各施設の実情の把握に努めてまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】

市における平成30年度の保険者機能強化推進交付金の交付額は、2,977万2,000円であり、その用途につきましては、地域包括支援センター運営委託料に充当いたしました。

【健康福祉部 介護保険課】

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】

令和元年度（2019年度）における保険者機能強化推進交付金の交付見込額につきましては、現在のところ未定です。用途につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 介護保険課】

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

評価指標につきましては、国により評価対象となる基準が明確に定められております。

申請にあたりましては、市の取組が的確に反映されるよう、内容を精査しながら対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 介護保険課】

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

第1号被保険者の介護保険料額につきましては、「草加市介護保険事業計画」期間の3年間にかかる要介護認定者数や、介護給付費等の推移を勘案して決定しております。次期計画期間における介護保険料額につきましても、各種見込み数値の精査を行うとともに、市が保有する「介護給付費準備基金」の取り崩し額の検討等を含めて総合的に勘案し、決定してまいりたいと考えております。

なお、市では国による低所得者への保険料軽減強化の実施にあたり、非課税世帯である第1段階から第3段階までの基準額に対する負担割合を「介護保険法施行令」の規定の限度まで引き下げ、低所得の方の保険料負担軽減を図っております。

【健康福祉部 介護保険課】

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

市におきましては、一定の条件に該当する住民税非課税世帯等の被保険者に対し、市独自の介護保険料減免制度を設けております。介護保険制度全体のバランスを考えると、現行以上の減免制度の拡充は困難ではありますが、今後とも対象の方への説明及び対応などを丁寧に行ってまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

市では、保険料を滞納されている被保険者につきましては、個々の状況や生計等についてお伺いした上で、分納相談の勧奨、訪問徴収など保険料の納付がしやすいよう相談業務を行っております。

しかしながら、毎年一定の所得があるにもかかわらず、保険料納付について全く誠意が感じられない、呼びかけに応じない等の滞納者につきましては、税外債権管理室との連携により滞納処分を行う場合や、滞納のまま時効を迎え、後に介護サービスを利用された際の保険給付割合を引き下げる給付制限に該当する場合もございます。

引き続き、個々の滞納者との納付折衝及び訪問調査等により生活実態を慎重かつ正確に把握し、保険料負担の公平性を担保しつつ適切に対応してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

市における第7期草加市介護保険事業計画（「第7次草加市高年者プラン」）では、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上になる令和7年度（2025年度）までの中長期的な視点で、地域包括ケアシステムを深化、推進していくことを重視して策定しております。

また、計画期における給付総額、被保険者数の見込み等の実績につきましては、現在のところおおむね見込みどおりに推移していると考えております。

【健康福祉部 介護保険課】

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

市におきましては、非課税世帯に該当する被保険者の方に対しまして、介護サービス利用料の一部を補助する「介護保険サービス利用者負担補助制度」を設けております。今後とも、対象の方への説明及び対応などを丁寧に行ってまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

平成30年度の虐待相談件数は49件であり、そのうち23件は虐待者からの分離を図り、うち6件はやむを得ない措置での分離を図っております。分離を図る際は、関係者間で会議を行い、検討した上で複数の職員で対応しております。深刻な相談につきましては、平成30年3月に厚生労働省が改訂したマニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」に基づき、アセスメントシートも活用し、リスクマネジメントを行っております。

また、虐待防止策といたしましては、介護者の負担軽減を図るための第三者による傾聴の場として「認知症高年者家族やすらぎ支援事業」や介護者のつどいを実施する等の介護者支援の充実を図っております。また、介護事業所の専門職等に対しては、虐待の可能性を察知する支援者のスキルや初期段階における迅速かつ適切な対応についての勉強会等を開催しております。

今後も引き続き、虐待対応窓口である地域包括支援センターの周知を行うとともに、埼玉県虐待通報ダイヤルの市民周知や虐待通報の重要性についての普及啓発活動を行いながら、介護事業所や地域包括支援センター等の各関係機関とともに虐待の早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

【健康福祉部 長寿支援課】

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

障がい者の高齢化や重度化、親亡き後等を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制としての地域生活支援拠点の整備が求められております。

県では、令和2年度（2020年度）までに全ての市町村ごとに少なくとも一つを整備することを基本としており、市では「第5期草加市障がい福祉計画」において当該年度までに地域生活支援拠点の整備に向けた検討を進めております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

整備につきましては、自立支援協議会等の既存の協議会や、基幹相談支援センター等の相談支援事業所等を活用した協議の場の構築に向けた調整を行ってまいります。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

家族の高齢化等による介護力の低下などにより在宅生活が困難となった重度障がい者等につきましては、生活の場の確保が必要であると認識しております。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、入所施設の整備についても地域生活支援拠点の整備と並行して検討してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

自立支援協議会等の既存の協議会や、基幹相談支援センター等の相談支援事業所等を活用した協議の場において、いただいたご意見を参考とさせていただきながら体制の整備を

進めてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH 併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

グループホームへの入居を希望する方につきましては、市内での入居が進むよう整備補助を継続してまいります。施設への入所が必要となる方に対しましては、できる限り市から近隣の地域において入所できるよう引き続き対応してまいります。

なお、平成 30 年度末日における入所支援施設への入所希望者数は、身体障がい者 22 人、知的障がい者 33 人、草加市が指定管理を行っている障がい者グループホーム「ひまわりの郷」の入居希望者数は、28 人となっております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

障がい者が住みなれた地域で安心して生活することができ、ご家族の高齢化等により重くなる介護負担の軽減を図るためにも、入所施設の必要性はますます高まってくるものと考えております。

しかしながら、障害者支援施設につきましては、現在国では整備を認めていない状況でもあることから、市では「第 5 期草加市障がい福祉計画」において、居住の場への支援として引き続き国や県へ要望を行うなどの取組や、グループホームの整備の促進を図ってまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80 歳の親が 50 歳の障害者を介護・90 歳の親が 60 歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護など、様々な家庭の事情により支援を必要としている方につきましては、高年者支援の担当課や障がい者の相談支援事業所、サービス提供事業者などの関係機関とも連携し、ケースワークを通じ適切に支援してまいります。また、自立支援協議会などによる支援者間の情報共有化と、市の支援体制と連携した緊急対応が可能となるよう体制整備に努めてまいります。

【健康福祉部 障がい福祉課】

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

県は平成30年度に補助要綱の改正を行い、平成31年1月から新規受給登録者を対象に、一定額以上の所得を有する登録者にかかる市町村の支給医療費を補助の対象外とし、令和4年（2022年）10月からはすべての受給登録者を対象に、一定額以上の所得を有する登録者の支給医療費を補助の対象外としました。市といたしましては、県の補助要綱の改正による新たな財政負担の影響を考慮し、今後の「重度心身障害者医療費支給制度（以下「重心医療」といいます。）」にかかる全体費用の推移等を検討しつつ、近隣自治体の動向を踏まえ、県の補助要綱に沿って平成31年1月から所得制限を導入いたしました。

重心医療の運営には多額の財政負担を要するため、制度の運営上、県の補助が必要不可欠であります。したがって、所得制限及び年齢制限につきましては、県の補助を受けられない状況で撤廃することは困難であると考えております。

また、一部負担金等の導入につきましては、県から具体的な通知がなされていないことから、今後は県や近隣自治体の動向を注視しつつ、導入の可否について検討してまいります。

【健康福祉部 後期高齢者・重心医療室】

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

重心医療に係る現物給付につきましては、現物給付を行う医療機関等と個々に医療費請求事務の取扱いについて、文書による取り決めを交わした上で医療機関等からの請求に基づき医療費の支払いを行っております。市外まで拡大しようとする場合は、拡大範囲にある医療機関等との手続きが必要になるとともに、医療機関等におきましても複数の市町村との医療費請求事務が必要となってくるため、事務量が極めて増大することが考えられます。

しかしながら、市外の医療機関等をかかりつけ医やかかりつけ薬局等にしている方も多数いらっしゃることから、現物給付の広域化に対応できる人員体制の検討を含め、近隣市とも意見交換等を進めてまいりたいと考えております。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

重心医療にかかる県の補助要綱では、65歳未満の精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」といいます。）1級所持者の精神病床入院医療費や2級所持者にかかる医療費につきましては、補助の対象外となっていることから重心医療の支給対象になっておりません。ただし、65歳になる前に精神手帳2級を所持した方が、65歳以上になって後期高齢者医療広域連合の障害認定を受け、加入保険を後期高齢者医療制度に移行した場合は、重心医療の支給対象となることができます。

重心医療にかかる事業は、市町村にとって多額の財政負担を伴うため、県の補助が得られない状況では、市独自で精神障がい者の医療費を拡大することは困難であると考えております。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

市におきましては、生活サポート事業を既に実施しております。

(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

市では、短期入所や日中一時支援事業及び移動支援事業といった生活サポート事業以外のサービスについてもご案内するなど、相談者が求めるサービスを把握し、適切な支援が行えるよう対応しております。

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

生活サポート事業につきましては、利用者世帯階層区分により7階層に分かれております。所得税額に応じて利用料を設定しておりますが、生活保護法による被保護世帯及び生計中心者が前年所得税非課税の世帯につきましては、利用者負担はありません。

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

県に対する補助制度拡充に関する要望につきましては、引き続き機会を捉え、検討してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課、子ども未来部 子育て支援課】

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

「福祉タクシー・自動車燃料費補助制度」につきましては、移動困難な心身に障がいのある方の自立した生活と社会参加の促進を図るものです。対象者は、年齢や所得に関係なく、身体障がい者手帳を所持されている方は1級から3級まで（ただし、3級の上肢のみの障がいを除く）、療育手帳を所持されている方はAからBまで、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方は1級から2級までの方としております。また、障がい者手帳を所持されているご本人による運転が困難な場合には、介助者や付添のご家族など、介護されている方を含めてご利用いただくことができるものとなっております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

「福祉タクシー・自動車燃料費補助制度」は以前、地域生活支援事業における補助対象事業であったことから、当該事業の補助率等について、国、県に対し事業の見直しを図るよう、埼玉県市長会等を通じて県に要望してまいります。

【健康福祉部 障がい福祉課】

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

「草加市避難行動要支援者名簿」につきましては、災害時の一連の行動に支援が必要な方を予め把握するためのものです。対象者の枠を広げた場合、支援が届きにくくなるおそれがありますので、「草加市避難行動要支援者名簿」の拡大については、慎重な検討が必要なものと考えております。

【市長室 危機管理課】

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所を整備につきましては、必要となる機能を整備するための機材の準備や、人

材の確保などの課題があると認識しております。また、入所にあたりましては、被災状況などを見極めながらの判断になると考えております。

【市長室 危機管理課】

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

救援物資につきましては、災害という混乱した状況であっても必要とする方に出来る限り公平に届くよう、一定の拠点を設けて提供させていただこうと考えております。

【市長室 危機管理課】

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

「草加市避難行動要支援者名簿」につきましては、個人情報扱いについて慎重に対応すべきものと認識しております。災害時要支援者の安否確認におけるマンパワーは必要であると認識しておりますが、現在のところ、民間団体の訪問を目的とした名簿の開示は難しいものと考えております。

【市長室 危機管理課】

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

平成31年4月1日時点の保育所等入園保留者数は、271人です。

【子ども未来部 保育課】

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

保育所の定員の弾力化につきましては、保育の安全と質の確保のため、現在は予定しておりません。公立保育園の保育士不足や耐震化工事の調整がないと仮定して定員まで受け入れた場合には、平成31年4月1日時点の施設で、3,774人です。

【子ども未来部 保育課】

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

平成31年4月1日より民間認可保育施設1園、地域型保育施設3園が開設し、公立保育所を含めて認可施設は64施設となりました。令和元年度（2019年度）秋には民間認可保育所の新設を1園予定しており、待機児童の解消に努めております。

【子ども未来部 保育課】

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

育成支援児童の受け入れ枠につきましては、必要な支援が受けられるよう保育士の確保も含め、態勢を整えてまいります。

【子ども未来部 保育課】

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可施設に移行する場合の施設整備費の補助事業に関しましては、今後も継続してまいりたいと考えております。

【子ども未来部 保育課】

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善につきましては、現在、国から示されております公定価格への加算等により対応を図っております。市独自の処遇改善については、今後の検討課題とさせていただきます。

公立保育園の臨時職員の処遇改善につきましては、これまでも労使で協議を行う中で、一定の改善を行っております。時給単価につきましては、平成27年1月及び平成28年4月に引上げを実施しました。また、児童福祉施設に勤務する臨時職員などを対象として、期末勤勉手当を支給しておりますが、平成26年度から毎年度、支給率の引き上げを実施しております。さらに、平成29年11月からは、通勤手当の支給上限額を引き上げました。このような改善の実施もあり、近隣市と比較しましても一定の水準になっているものと考えております。今後につきましても、本市の財政事情や近隣市の状況等を勘案しながら、労使で協議を行ってまいります。

また、正規職員の任用につきましては、現在、令和2年（2020年）4月1日付けで採用する新規職員の採用試験を実施しております。社会情勢の変化などに対応していくため、人員の配置が特に必要と認められる場合には柔軟に対応するとともに、再任用職員や臨時職員等の活用を図りながら、人的資源の効率的な配置に努めてまいります。

【総務部 職員課、子ども未来部 保育課】

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の

負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

副食費は、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降は免除対象となります。

【子ども未来部 保育課】

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

この度の法改正では、市に届出が出された認可外保育施設が無償化の対象となっております。届出が出された認可外保育施設には、市職員が立入による保育状況等の確認を年1回以上行い、必要に応じて指導し、改善を求めています。今後につきましても、継続した指導・監督を行うとともに、無償化の対象施設におきましては児童の安全に留意しつつ、基準を満たすように促してまいります。

【子ども未来部 保育課】

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

現在のところ、公立保育所の統廃合や民営化及び民間委託を行う予定はなく、育児休業取得による上の子の退園の実施も予定しておりません。

【子ども未来部 保育課】

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

市の児童クラブにおきましては、国や県の施策等を踏まえ、他の自治体に先んじてクラス制を導入し、人員体制や整備の改善により児童クラブの規模の適正化を進めてまいりました。

今後も、「草加市放課後児童健全育成事業」の設備及び運営に関する基準を定める条例

の目的を踏まえ、子どもたちがより安全に過ごせるよう、適正規模の検証や環境整備に努めてまいります。

【子ども未来部 子ども育成課】

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

放課後児童支援員に係る処遇につきましては、指定管理者や事業受注者と協議を行う中で、委託料の増額等により必要な改善を行ってまいりました。

今後も社会情勢等を勘案しながら、国や県の施策の方向性、業務内容等も踏まえ、処遇改善の在り方や、国、県の補助金の活用について検討してまいります。

【子ども未来部 子ども育成課】

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

市では、放課後児童支援員の人数や保育士、学校教諭などの基礎資格の保有者につきましては、現行の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準を満たしています。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の規制緩和につきましては、全国の自治体の要望、提案を踏まえ、令和元年度（2019年度）に児童福祉法が改正されました。省令につきましては参酌すべき基準となりましたが、直ちに「基準条例」を改正する必要はないと考えております。

【子ども未来部 子ども育成課】

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

市のこども医療費支給制度につきましては、入院を平成19年4月診療から、通院を平成24年11月診療から市の単独費用により、中学校3年生まで拡大しております。これは、小学校就学前までとする県の基準を大幅に上回る形となっております。

さらに、令和2年度（2020年度）より入院についての対象年齢を18歳年度末まで

拡大する予定であり、現在準備を進めております。

【子ども未来部 子育て支援課】

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

県が乳幼児医療費助成の拡大を行うことにより、その分の財源を市の子育て支援施策に使うことができるため、機会があるごとに要望をしております。

【子ども未来部 子育て支援課】

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

当福祉事務所といたしましては、生活保護の申請を検討している方に生活保護制度を正しく理解していただく必要があるため、制度の仕組み、受給要件及び受給者の権利と義務等について十分説明するとともに、疑問点にも丁寧にお答えする必要があると考えております。

そのため、「保護のしおり」につきましては窓口での常設ではなく、職員による制度説明などと併せ、生活保護を受給中の方に限らず希望される方に提供しております。

また、「保護のしおり」の記載内容につきましては常に見直しを行っております。今回いただいたご意見や窓口での相談内容を参考にしつつ、保護の動向を見据え、より理解を深められる内容にしていきたいと考えております。

【健康福祉部 生活支援課】

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

最低生活の保障や生活に困窮した方への支援につきましては、生活保護だけでなく、「生活困窮者自立支援制度」をはじめとして、高年者、障がい者及び児童などを支援対象とする社会福祉制度、医療保険や雇用保険、公的年金などの社会保険制度など、多岐にわたる制度を十分に活用することも必要であると考えております。

市におきましては、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の窓口「まるごとサポート S O K A」や福祉事務所にて面談を行い、これら諸制度の中から相談者の状況に最も適した支援につなげるよう引き続き努めてまいります。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

生活保護の申請者に対しましては、制度の仕組みとともに、他法他制度・資産・能力の活用及び扶養義務者の扶養の優先、受給者の権利と義務等について十分な説明を行い、これらが申請権を阻害するものではないことも併せて説明しております。

制度を正しく理解していただいた上で申請意思を確認し、適切に申請書を受理しておりますので、申請を拒否するといった対応を行うことはございません。

【健康福祉部 生活支援課】

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

「生活保護決定・変更通知書」は、生活保護受給中の方に対して、現在の保護内容をお知らせするために福祉事務所が発行する書類です。当該通知書に記載された生活保護の決定もしくは変更された内容について、担当ケースワーカーが丁寧に説明するなど、通知書の交付を受けた方が記載内容を十分に理解できるよう、引き続き適切に対応してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

ケースワーカーの配置につきましては、生活保護を担当する所属の人員を平成29年度に3名、平成30年度に3名、平成31年度に2名（他に査察指導員1名）、各年度4月1日付けで増員し対応を図ってまいりました。

今後も市全体の人件費及び職員定数等を考慮する中で、職員の増員には限りがありますが、適正な職員配置を進めてまいります。

現業職員の研修機会につきましては、埼玉県社会福祉課等が実施する各種外部研修に出席するとともに、当福祉事務所におきましても独自に研修等を行っております。また、生活保護制度内において実施要領や基準改定等、取扱いに変更が生じた場合には、福祉事務所内で随時情報共有を図っております。

さらに、日常業務におきましては、ケースワーカー同士で情報共有するとともに、適宜、幹部職員や査察指導員による指示・指導を受けることで、適切な対応を行う体制としております。

【総務部 職員課、健康福祉部 生活支援課】

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

修学旅行準備金につきましては、対象世帯に制度を説明するとともに、「修学旅行準備金の支給について（お知らせ）」を送付し、制度の周知と申請手続きの促しを行っております。

なお、県による制服買替費用の支給につきましては平成30年度をもって廃止されておりますが、生活保護法の改正により小中学生等が使用する制服等が身体の成長や通常使用による損耗等により使用に耐えない状態となった場合には、福祉事務所の判断により買い替え費用を支給することが可能となっております。このようなことから、制度の対象世帯に対して説明を行うとともに、必要に応じて申請手続きを行うよう促してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41.1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

生活保護制度における日常生活に必要な生活用品につきましては、保護受給中の場合、経常的最低生活費のやり繰りにより賄うこととしていますが、冷房器具の購入費用につき

ましては、「保護開始時や転居の場合などにおいて、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入費用について、基準額の範囲内において、必要な額を認定して差し支えないこと」と規定されております。市におきましても、要件に該当するか調査し、必要と認められる場合には適切に対応しております。

また、購入要件に該当しない場合であっても、社会福祉協議会の貸付資金の活用などについて助言するとともに、冷房器具の購入を理由として当該貸付額を収入として認定しない取扱いをしております。

なお、いただきましたご意見につきましては、受給者の希望や保護の動向を見据えつつ、機会がございましたら国や県への情報提供を検討してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の窓口「まるごとサポートSOKA」や福祉事務所にて、各社会福祉法制度、医療保険、公的年金、雇用保険及び労働者災害補償など、多岐にわたる制度を検討し、相談者の状況に最も適した支援につなげております。生活保護による支援が必要と考えられる方につきましては、適切に生活保護の相談窓口を引き継ぐことができるよう庁内関係課と連携してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】